

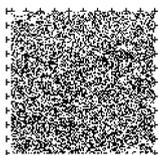
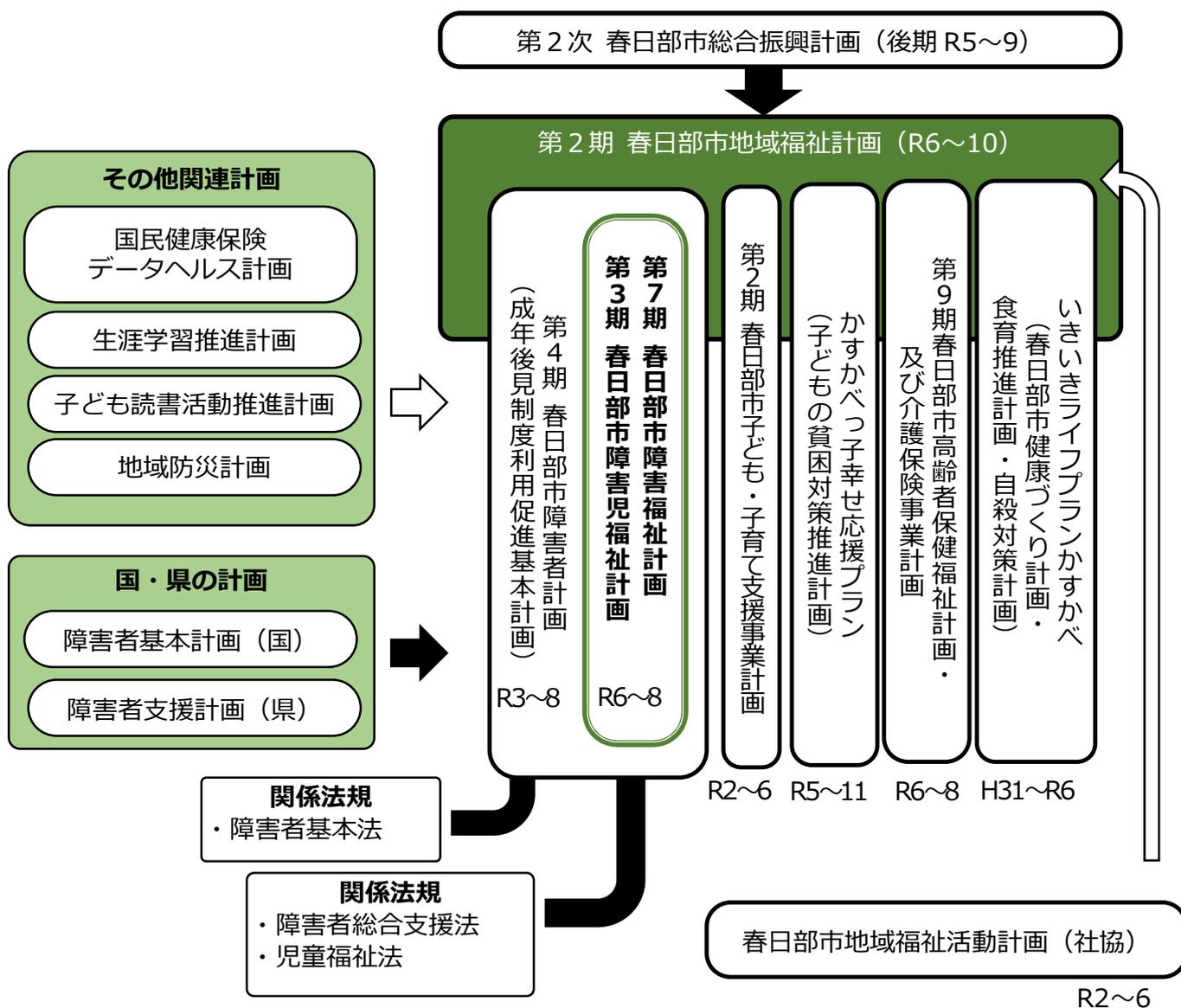
計画の概要

計画策定の目的と位置づけ

本計画を策定する理由などを示すものです

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体のものとして策定するものであり、障害福祉サービスの具体的な数値目標と確保方策を定める計画です。

本計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画」、埼玉県「障害者支援計画」を踏まえ、「第4期春日部市障害者計画」と整合性を図るとともに、本市関連分野計画と調和を図るものとします。



計画の期間と基本的な考え方

計画の期間

本計画の対象となる期間を示すものです

本計画は、国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までを計画期間とします。

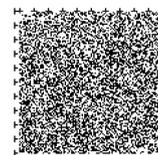
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
春日部市 障害者計画						
	第4期（6年間）					
春日部市 障害福祉計画						
	第6期（3年間）			第7期（3年間）		

基本理念

基本理念とは、計画のもっとも基本的な考え方を示すものです。

障がいのある人もない人も、
地域の中で共に安心して暮らせる社会をめざして
～地域社会における共生の推進～

本計画は、令和8年度までを計画期間とする第4期春日部市障害者計画の実施計画として位置づけられています。このことから、第4期春日部市障害者計画を踏襲し、「障がいのある人もない人も、地域の中で共に安心して暮らせる社会をめざして」を基本理念とすることとします。



提供体制の確保における目標値

障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制における目標として、令和8年度を目標年度とした次の目標値を定めます。

福祉施設入所者の地域生活への移行

施設から地域生活への移行者数… 13人

福祉施設から地域生活への移行を希望する人について、本人の意思を尊重し、自立訓練等を利用してグループホームや一般住宅等へ移行する人の数の目標です。令和4年度末時点の入所者数の6%としています。



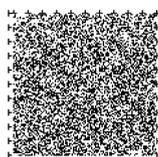
ドリームセンターともに
通所者 関野 誠さんの作品



ドリームセンターともに
通所者 大宮 浩二さんの作品



ドリームセンターともに
通所者 岩崎 昭さんの作品



精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築

入院後 3 か月時点の退院率…68.9%以上
入院後 6 か月時点の退院率…84.5%以上
入院後 1 年時点の退院率 …91.0%以上

精神障がい者（発達障がいや高次脳機能障がいのある人を含む）の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数、精神病床における 1 年以上長期入院患者数及び早期退院率に関する目標値です。目標値は、県が設定することとなっています。



ドリームセンターともに
通所者 佐々木 文恵さんの作品

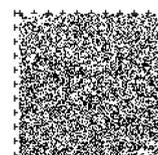


ドリームセンターともに
通所者 塚原 保夫さんの作品

地域生活支援の充実

令和 8 年度末の地域生活支援拠点数… 1 か所

障がい者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う拠点に関する目標値です。



福祉施設から一般就労への移行

令和8年度の一般就労移行者数…58人

福祉施設を退所し、一般企業等に就職したり、自ら起業したりする人の目標です。令和3年度の一般就労移行者数の1.28倍としています。



パレットやぎさき
八木崎保育所・ふじ学園の
みなさんの作品

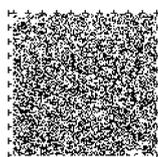


ドリームセンターともに
通所者 塚田 裕磨さんの作品

障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センター数…2か所以上
保育所等訪問支援 …4か所以上

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築するための、中核的な支援機能を有する児童発達支援センター等の整備等に関する目標値です。



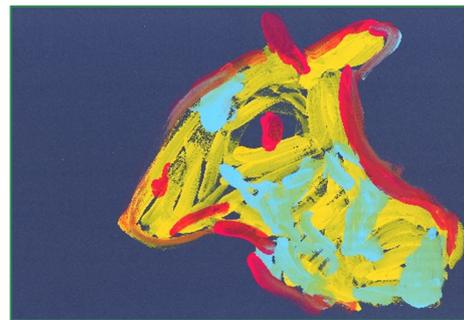
相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターの設置… 1 か所

相談支援において中核的な役割を担うとともに、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業および障がいのある人に関わる相談支援を総合的・専門的に行うことを目的とする基幹相談支援センターに関する目標値です。



あおぞら
通所者 池田 直胤さんの作品

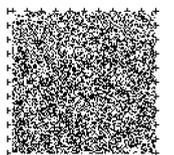


あおぞら
通所者 島田 淳さんの作品

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

県が実施する研修への参加人数…年 1 人

障がいのある人が真に必要とする障害福祉サービスを提供するための取組として、障害者総合支援法等に関する理解を深める研修への参加を目標値とします。





春日部市

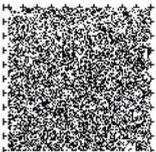
第7期春日部市障害福祉計画

発行年月 令和6年3月
発行 春日部市福祉部障がい者支援課
住所 〒344-8577
埼玉県春日部市中央七丁目2番地1
電話 048-736-1111 (代表)
FAX 048-733-0220
URL <http://www.city.kasukabe.lg.jp/>

●表紙の絵は、次の方にご協力をいただきました。

ドリームセンターともに
通所者 堀 麻美さん

あおぞら
通所者 福田 恭幸 さん



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。